

松江市告示第403号

松江市担い手支援事業費補助金交付要綱（平成 18 年松江市告示第 229 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 24 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する松江市担い手支援事業費補助金については、担い手経営発展支援事業費補助金交付要綱(令和3年5月6日付け農第86号島根県知事通知)、多様な担い手確保・育成支援事業費補助金交付要綱(令和3年4月1日付け2農総第1041号島根県知事通知)及び松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。<u>以下「規則」という。</u>)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費_____、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する松江市担い手支援事業費補助金については、担い手経営発展支援事業費補助金交付要綱(令和3年5月6日付け農第86号島根県知事通知)、多様な担い手確保・育成支援事業費補助金交付要綱(令和3年4月1日付け2農総第1041号島根県知事通知)及び松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号_____)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助金の交付対象経費、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>
略	略

	<p><u>基盤の整備を除く。</u></p>		
<p>補助対象経費</p>	<p>次に掲げる事業の区分ごとに定める経費とする。</p> <p>(1) 自営就農開始____事業</p> <p>ア 機械等整備____</p> <p>(ア) 農業用機械<u>又は</u>____ ____施設(農業用____ ハウス(育苗ハウスを除く。)、<u>畜産施設(牛舎、 たい肥舎等)及び菌床</u>きの このハウスを除く。)の 購入又は設置に要する経 費</p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>イ 改良・改修____</p> <p>(ア) 経営継承により取得した施設等の改良____ ____ ____ ____ ____ ____ ____に要する経 費</p> <p>(イ) <u>経営承継により取得した果樹等の改植に要する経費</u></p> <p>(ウ) <u>経営承継により取得した圃場等の排水改良、 土壌改良その他作付条</u></p>	<p>補助金の交付対象経費</p>	<p>次に掲げる事業の区分ごとに定める経費とする。</p> <p>(1) 自営就農開始<u>支援</u>事業</p> <p>ア 機械等整備<u>支援</u></p> <p>(ア) 農業用機械<u>若しくは</u> <u>は</u>施設(農業用<u>ビニール</u> ハウス(育苗ハウスを除く。)、<u>牛舎</u> ____及び____ きのこのハウスを除く。)の 購入又は設置に要する経 費</p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>イ 改良・改修<u>支援</u> ____ 経営継承により取得した施設等の改良(<u>栽培品目変更のための改修、換気扇の設置、被害防止装置の設置、作業道の導入その他生産性、安全性、作業効率の増加に資すると見込まれるものを言う。</u>)に要する経 費</p>

件等の生産基盤の改修等に要する経費

(2) 自営就農志向者受入促進事業

ア 施設(農業用ハウス(育苗ハウスを除く。)、畜産施設(牛舎、たい肥舎等)及び菌床きのこハウスを除く。)、機械等の購入又は設置に要する経費

イ～エ 略

オ 自営就農志向者の研修環境の整備のための施設又は___設備の購入又は設置に要する経費

(3) 半農半X開始___事業

ア 施設又は___機械の購入又は設置に要する経費

イ～エ 略

(4) 担い手確保・経営強化___事業

ア・イ 略

(5) 認定農業者機械等整備___事業

___経営規模の拡大や複合化、生産コストの低減等を目指すために必要な機械等の整備(農業用___ハウス(育苗ハウスを除く。)、畜産施設___(牛舎、たい肥舎等)、菌床きのこハウス及び小規

(2) 自営就農志向者受入促進事業

ア _____

_____機械等の購入_____
___に要する経費

イ～エ 略

オ 自営就農志向者の労働環境の整備のための施設若しくは設備の購入又は設置に要する経費

(3) 半農半X開始支援事業

ア 施設若しくは機械の購入又は設置に要する経費

イ～エ 略

(4) 担い手確保・経営強化支援事業

ア・イ 略

(5) 認定農業者機械等整備支援事業

認定農業者等が経営規模の拡大や複合化、生産コストの低減等を目指すために必要な施設等___(農業用ビニールハウス(育苗ハウスを除く。)、畜産施設等(牛舎、たい肥舎等)、___きのこハウス及び小規

	模土地基盤 <u>の整備</u> を除く。)_____に要する経費		模土地基盤__整備を除く。)の <u>取得</u> に要する経費
交付の率又は金額	次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額(1,000円未満切捨て)とする。 (1) 自営就農開始_____事業 ア 機械等整備_____ _____ _____補助対象経費_____の2分の1以内の額とし、1,500万円を上限とする。 イ 改良・改修_____ 略 (2) 略 (3) 半農半X開始_____事業 略 (4) 担い手確保・経営強化_____事業 略 (5) 認定農業者機械等整備_____事業 略	交付の率又は金額	次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額(1,000円未満切捨て)とする。 (1) 自営就農開始 支援 事業 ア 機械等整備 支援 補助金の交付対象経費 (以下「補助対象経費」という。)の2分の1以内の額とし、1,500万円を上限とする。 イ 改良・改修 支援 略 (2) 略 (3) 半農半X開始 支援 事業 略 (4) 担い手確保・経営強化 支援 事業 略 (5) 認定農業者機械等整備 支援 事業 略
終期	<u>令和5年3月31日</u>	終期	<u>令和4年3月31日</u>
補助事業者の範囲	次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 自営就農開始_____事業 略 (2) 略 (3) 半農半X開始_____事業 略 (4) 担い手確保・経営強化_____事業 略 (5) 認定農業者機械等整備_____事業 略	補助事業者の範囲	次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 自営就農開始 支援 事業 略 (2) 略 (3) 半農半X開始 支援 事業 略 (4) 担い手確保・経営強化 支援 事業 略 (5) 認定農業者機械等整備 支援 事業 略
(交付決定前着工届)		(交付決定前着工届)	
第4条 補助金交付の対象である事業のうち、担い手確保・経営強化_____事業について		第4条 補助金交付の対象である事業のうち、担い手確保・経営強化 支援 事業について	

は、国実施要綱に基づき、交付決定前着工届を市長に提出する場合に限り、補助金交付の決定前の着工を認めるものとする。

(概算払い)

第5条 規則第14条第1項ただし書の規定により、市長は、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

第6条 略

は、国実施要綱に基づき、交付決定前着工届を市長に提出する場合に限り、補助金交付の決定前の着工を認めるものとする。

第5条 略

附 則

この告示は、令和4年6月24日から施行する。